

令和5年度大泉町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和5年4月1日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての部局に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
- (5) 地域活動支援センター

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 農作物
 - イ 加工食品
 - ウ 繊維・皮革製品

エ 木工製品

オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

ア 清掃作業

イ 除草作業

ウ リサイクル作業

エ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達推進方法

(1) 健康福祉部福祉課において障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を基に本町の全ての部局に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

(2) 各部局は、障害者就労施設等からの優先調達について十分配慮する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針の策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、町ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

調達目標額は、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。